

## 青年国際交流事業の在り方検討会の開催について

〔令和3年12月27日  
内閣府政策統括官（政策調整担当）決定〕

### 1 趣旨

内閣府青年国際交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、ウィズコロナを前提とした事業を行う必要があることから、これまでの事業の実施状況・効果と国内外の情勢を踏まえ、事業の在り方について検討するため、政策統括官（政策調整担当）の下、青年国際交流事業の在り方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2 構成員

- （1）検討会の構成員は、青年国際交流担当室長が依頼する者とする。
- （2）検討会には、構成員の互選により、座長を置く。
- （3）座長は、会議の議事を整理する。
- （4）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

### 3 検討会の公開について

検討会は、原則として公開とするとともに、議事録を作成し、ホームページに掲載する。

### 4 検討会の庶務

検討会の庶務は、青年国際交流担当室において処理する。

### 5 その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。